

シルバー・サポーター制度協賛事業所参加に関する確認書

第1 目的

シルバー・サポーター制度（以下「本制度」という。）は、運転に不安を感じながらも買物、通院等の生活手段として車の運転を継続している高齢運転者に対し、運転免許証を返納しやすい生活環境を提供することによって運転免許証の自主返納を促進し、もって高齢運転者に係る交通事故の抑止を図ることを目的とする。

第2 事業内容

本制度の目的に賛同した上で、運転免許証を自主的に返納した者又は運転免許を失効した者（以下「自主返納者等」という。）のうち運転経歴証明書の交付を受けた者に対し、料金割引サービス等の独自に定めた生活支援を提供する民間企業及び自治体をシルバー・サポーター制度協賛事業所（以下「協賛事業所」という。）として位置付け、その活動を通じて高齢運転者に係る交通事故の抑止を図るもの。

第3 支援対象者

運転経歴証明書を提示した65歳以上の自主返納者等とする。ただし、協賛事業所と埼玉県警察本部交通部交通総務課高齢者対策係（以下「事務局」という。）が協議した上で、支援対象者の年齢、支援者を含む対象人数等を別に定める場合については、この限りでない。

第4 支援内容

協賛事業所が独自に決定するものとする。ただし、原則として運転経歴証明書を保有する全ての65歳以上の自主返納者等が支援を受けることができるものにするものとする。

第5 協賛事業所への参加手続

1 申込方法

本制度の目的に賛同して協賛事業所への参加を希望する企業又は自治体は、本確認書の内容に同意した上で、シルバー・サポーター制度協賛事業所参加申請書（別記様式第1）を作成し、事務局又は各警察署交通課（以下「事務局等」という。）に提出するものとする。

2 留意事項

- (1) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）に基づき、本制度に暴力団関連企業は参加できないものとする。

- (2) 支援内容が本制度の趣旨にそぐわないと認められる場合その他協賛事業所として適当でないと思えられる場合は、参加できないものとする。

第6 ポスター等の配布及び掲示

1 ポスター及びステッカーの配布

事務局は、協賛事業所にシルバー・サポーター制度協賛事業所ポスター及びシルバー・サポーター制度協賛事業所ステッカーを配布するものとする。

2 ポスター及びステッカーの掲示

協賛事業所は、事務局が配布したシルバー・サポーター制度協賛事業所ポスター及びシルバー・サポーター制度協賛事業所ステッカーを店舗出入口、会計場所等の利用者の目につきやすい場所に掲示するものとする。

第7 シルバー・サポーター制度協賛事業所一覧への掲載

事務局は、協賛事業所を紹介するシルバー・サポーター制度協賛事業所一覧（以下「協賛事業所一覧」という。）を作成し、協賛事業所一覧に協賛事業所の名称、支援内容、連絡先等を掲載するものとする。

第8 変更

協賛事業所は、支援内容等を変更しようとするときは、シルバー・サポーター制度支援内容等変更申請書（別記様式第2）を事務局等に提出するものとする。

第9 脱退

本制度から脱退する場合には、シルバー・サポーター制度協賛事業所脱退申請書（別記様式第3）を事務局等に提出するものとする。

また事務局は、協賛事業所に適当でないと思えられる行為等があった場合には、脱退の措置をとるものとする。

第10 参加の期間

参加の期間は、協賛事業所一覧に掲載した日から翌年の3月末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに協賛事業所から参加について継続しない旨の申出がないときは1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第11 支援対象者との紛議

協賛事業所は、支援内容を誠実に履行し、支援対象者との紛議防止に努め、紛議が発生したときは、両者間で解決を図るものとする。

第12 広報

事務局は、協賛事業所一覧を埼玉県警察ホームページに掲載するほか、免許事務を行う窓口において、自主返納者等又はその家族に対して、本制度の趣旨について説明した上で、協賛事業所一覧を配布する。

第13 本確認書に定めがない事項

本確認書に定めがない事項にあつては、必要に応じて、協賛事業所と事務局が協議し、決定するものとする。